

2. 保険者事務の共同処理

各保険者共通の業務を一元的に共同処理することによって、事務処理の効率化を図っています。

保険者事務共同電算処理

コンピュータを活用して各保険者の共通業務を一元的に電算処理しています。各保険者から提出された被保険者の異動情報をもとに台帳を作成し、資格の管理をおこなったり、月例報告資料等をネットワーク経由で提供しています。

保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業

国民健康保険は市町村単位で運営されていますので、小規模な保険者において高額な医療費が発生した場合、財政に与える影響は大きなものがあります。その影響を緩和するために、国保連合会に財源をプールして一定額以上の医療費が発生したときに交付する事業をおこなっています。

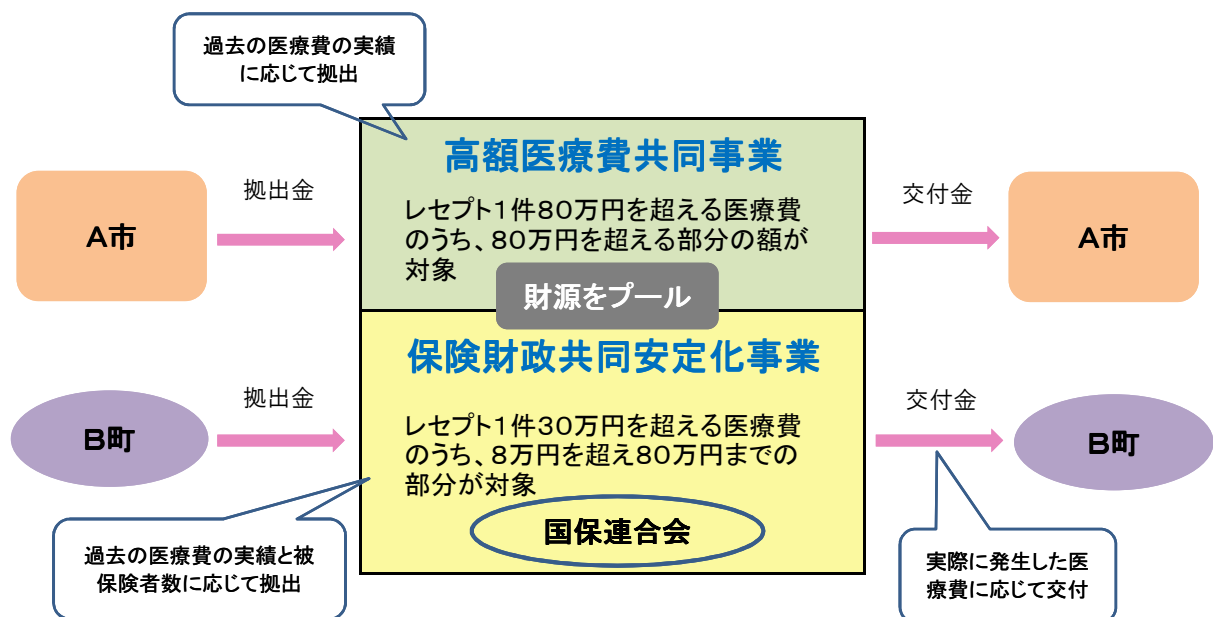
●保険財政共同安定化事業

国保連合会は、各保険者の過去の医療費実績と被保険者数から拠出金を徴収し、高額な医療費（30万円以上のレセプトが対象）が発生した場合、該当の保険者に交付金を交付します。

●高額医療費共同事業

国保連合会は、各保険者の過去の医療費実績から拠出金を徴収し、高額な医療費（80万円以上のレセプトが対象）が発生した場合、該当の保険者に交付金を交付します。

〈保険財政共同安定化事業の内容・高額医療費共同事業〉



第三者行為損害賠償求償事務

国保被保険者の方が交通事故などで第三者からケガを負わされた場合、治療費については、過失割合に応じてその第三者（加害者）に支払の義務が生じます。国保を使って治療をおこなった場合、国保連合会では保険者から委託を受け、第三者に対して損害賠償請求をおこない、市町村国保が支払った医療費を回収します。

〈第三者行為損害賠償求償事務概要図〉

